

【韓国】自転車利用活性化法の改正

海外立法情報課・藤原 夏人

* 李明博政権はグリーン成長戦略の一環として、自転車を積極的に活用する動きを見せている。国会においても 2009 年 12 月 29 日、自転車利用をさらに活性化させることを目的とした「自転車利用活性化に関する法律一部改正法律案」が可決され、2010 年 6 月 30 日に施行された。

韓国の自転車事情とグリーン成長

我が国の推定自転車保有台数が約 8700 万台（2008 年）であるのに比べ、韓国の推定自転車保有台数は約 800 万台（2008 年）である。韓国は車社会であり、従来自転車の普及はそれほど進んでいなかったが、近年、健康志向と相俟って自転車ブームが起こっており、国内の自転車人口は 500 万人ともそれ以上とも言われている。韓国では、自転車はレジャーやスポーツとしての用途が一般的である。

自転車利用の拡大を積極的に後押ししているのが、李明博（イ・ミョンバク）政権の掲げるグリーン成長戦略である。政府は 2009 年 1 月 6 日の国务会議（閣議に相当）で確定した「雇用創出のためのグリーン・ニューディール事業推進策」で、主要 9 事業の 1 つとして「グリーン交通網構築」を掲げ、「全国自転車道路ネットワーク構築」を盛り込んだ。また李明博大統領は同年 4 月 20 日のラジオ演説で、「自転車道は主にレジャー用として利用されており、生活用としてまだそれほど利用されていない」と述べ、安全な自転車専用道の整備や、国内の自転車産業の発展に積極的に取り組んでいくことを明らかにした。同年 7 月 6 日に大統領直属のグリーン成長委員会が発表した「グリーン成長国家戦略及び 5 か年計画」にも自転車利用の活性化が盛り込まれ、さらには 2010 年 1 月 13 日にグリーン成長戦略の基本法として制定された「低炭素グリーン成長基本法」第 53 条第 3 項にも自転車利用の活性化が盛り込まれるなど、自転車は一貫してグリーン成長戦略の中に位置づけられている。

改正法の概要

自転車への関心が高まる中、様々な問題点も浮上してきた。このたび施行された改正自転車利用活性化法では、駐輪場不足等の問題を改善し、より一層の自転車利用の拡大を図るための改正が行われた。主な内容は以下のとおりである。

（自転車の定義）

これまで自転車そのものに対する定義がなかったが、今回の改正により、初めて自転車が「人の力でペダル又は手漕ぎペダルを使用して動く駆動装置、操舵装置及び制動装置がある二輪以上の車で、行政安全部令で定める大きさと構造を備えたもの」と定義された（第 2 条第 1 項）。

（自転車の日）

自転車利用の振興を図るため、自転車の日が設けられた(第4条の2第1項)。なお、自転車の日は大統領令により4月22日に定められた。

(自転車利用に関する計画の策定)

地方自治体は5年ごとに自転車利用活性化計画を策定することが義務付けられた(第5条第1項)。旧法で定められていた行政安全部長官の承認手続は削除された。また、行政機関の長は、都市計画を策定する場合には、自転車利用施設拡充計画を盛り込まなければならない(第8条)。

(駐輪場)

旧法では地方自治体の長が設置する屋外駐車場等、一部の駐車場に限り、一定の比率を駐輪に割り当てることが義務付けられていたが、改正法では、公営、民営に関わりなく義務付けられることになった。ただし、民間事業者の財産権を過度に侵害することがないように、適用範囲が制限されている(第11条)。

(一部条項の道路交通法への移管)

旧法では自転車の利用方法や罰則等に関する条項が盛り込まれていたが、これらの条項が「道路交通法」に移管された(第15条、第17条、第18条、第24～第29条)。

(自転車教育)

小学校と中学校の長に、自転車の利用に関する交通安全教育を実施することが義務付けられた(第21条第1項)。地方自治体の長も、住民に対して自転車の利用に関する交通安全教育等を実施しなければならない(第21条第2項)。

(自転車登録)

自転車の盗難防止と効率的な管理のため、広域自治体(特別市、広域市、道)の長が登録自転車の情報を共有し、統合管理することが義務付けられた(第22条第2項)。

脱・車社会へ向けて

すでに韓国の一部地下鉄では、日曜日や祝日に限る等の条件付きで、自転車の持込みが許可されており、公共自転車の拡大も進められている。改正法施行後間もない2010年8月4日、行政安全部が「全国自転車道路基本計画」を発表した。これは、全国を1周する環状自転車道と、内陸部を貫く縦3本、横3本の自転車道を建設するため、2019年までに2,175kmを整備し、1兆205億ウォンを投入するという大規模な計画である。車社会に風穴をあけることができるのか、今後の展開が注目される。

参考文献(インターネット情報はすべて2010年9月17日現在である。)

- ・「자전거이용 활성화에 관한 법률 일부개정법률안(대안)」(自転車利用活性化に関する法律一部改正法律案(代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_E009A0H2J2I6S1P7M3C7T1O9W7P4H8>
- ・自転車産業振興協会「アジアレポート」 <http://www.jbpi.or.jp/?sub_id=1&category_id=10>
- ・自転車産業振興協会編『自転車統計要覧』43版, 自転車産業振興協会, 2009
- ・「自転車利用活性化総合対策」 <<http://www.korea.kr/expdoc/viewDocument.req?id=19282>>